

## 令和5年度 第1回 佐倉市福祉有償運送運営協議会議事要録

開催日時 令和5年12月20日(水) 10時45分～11時45分  
開催場所 佐倉市役所1号館6階 第1会議室  
出席委員 小林 聡【代理人】佐川 大輝、高梨子 淳一、海上 美佳  
岡本 一成、小山 順一、千葉 利雄、村中 博之、木村 毅  
欠席委員 山本 淳子、金子 拓也  
事務局 小林 知明(社会福祉課長)、井上 睦(社会福祉課主査)  
新井 学(社会福祉課主査補)、齋藤 潤(社会福祉課主事)  
事業主体 社会福祉法人 印旛福社会 1名  
特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総 1名  
傍聴人 なし

### 【次第】

- 1 開会
- 2 委任状交付
- 3 市長挨拶
- 4 議事
  - (1) 会議の公開、議事録の作成について
  - (2) 福祉有償運送の必要性について
  - (3) 社会福祉法人 印旛福社会における更新申請について
  - (4) 特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について
- 5 その他
- 6 閉会

#### 次第4 議事(1) 会議の公開、議事録の作成について

##### ◆事務局

要綱第7条第1項により、「会長が議長となる」旨が規定されていることから、会長代理として副会長に議事進行を求めた。

##### ◇副会長

出席委員が10名中8名であり過半数以上の出席を確認し、要綱第7条第2項の規定に基づき、協議会が成立したことを委員へ報告。

事務局に会議に関する基本的な事項の説明を求めた。

#### ▲事務局

佐倉市情報公開条例第 20 条第 3 号の規定により、各事業者の説明及び質疑応答までを「公開」、協議は「非公開」とすることが適当として、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定のより、会議の全部または一部を非公開とするためには、会議における議決などが必要である旨を報告。

また、議事録は、議事要旨の分かる要録とし、議事録の確認については、会長と委員名簿の上から順に輪番で、もう 1 名の委員に議事録確認を求め、それをもって確定とし、委員配付の上、ホームページ及び市政資料室への配架にて公開し、発言委員の特定ができない方法を事務局案として提案。

#### ◇副会長

表決。事務局提案のとおり、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手)

#### ◇副会長

挙手、全員。佐倉市福祉有償運送運営協議会において、本日の会議を一部非公開とすることを決定。また、議事録を要録で作成し、会長と委員名簿の上から順に輪番で、もう 1 名の委員に議事録確認を求め、それをもって確定とする事が決定。

なお、今回の議事録確認は、不在の会長に代わり、副会長と、委員名簿先頭の小林委員が代理出席のため、次の高梨子委員に求めた。

### 次第 4 議事（2）福祉有償運送の必要性について

#### ■事務局

会議資料から、移動制約者数は増加していること及び福祉有償運送の対象と考えられる者が増加傾向にあること、また、福祉有償運送の運送回数が高頻度な利用状況にあることから、佐倉市における福祉有償運送は必要性があると報告。

#### ◇副会長

表決。事務局提案のとおり、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手)

◇副会長

挙手、全員。福祉有償運送の必要性は有と決定。

次第4 議事(3) 社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請について  
議事(4) 特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請  
について

■事務局

『運送の区域』『旅客から収受する対価』『旅客の範囲』『その他必要と認められる措置』について、各事業者に説明を求め、事業者退席後、委員協議のうえで、議事ごとに表決する方法を提案。

◇副会長

事務局の提案どおり進行する。

初めに、社会福祉法人 印旛福祉会に説明を求める。

▼事業者(社会福祉法人印旛福祉会)

運転者を27名登録しており、その全員が福祉有償運送運転者講習及び介護職員初任者研修を受講しており介護技術もある。

運送の対象、佐倉市で31名(知的障害者及びその他障害者)。なお、福祉有償運送の対象は、印旛福祉会の事業を利用している方に限定している。

使用車両は13台あり、うち2台は車いす車である。使用権原は、すべての車両が印旛福祉会所有。損害賠償は対人、対物ともに無制限。運送の対価は変更なし。ガイドラインに基づき、タクシー料金の半額以下となる15分につき600円。佐倉市での複数乗車はない。アルコールチェックは、乗車前と乗車後に行うよう指導を徹底している。

(質疑)

◇E委員

会議資料47ページ、申請概要の4「運送について」のうち、「運送目的」に記載がある「夜間早朝等の急な外出を支援」とは、具体的にはどういうことか。

▼事業者（社会福祉法人印旛福祉会）

福祉有償運送利用者の様々な要望に応じ、早朝に用事がある方や、テーマパークで夜遅くまで遊びたい方などの移動支援がこれにあたる。

◇F委員

様々な時間で福祉有償運送を実施しているようだが、アルコールチェックの管理体制はどのようになっているのか。

▼事業者（社会福祉法人印旛福祉会）

運転者前に事務所で行い、支援後、再び事務所で行う。

運行管理の責任者2名のうち1名が必ず事務所に在中し対応している。

◇C委員

福祉有償運送利用者が知的障害者とのことだが、利用者の当日の体調を把握するため、利用者家族とどのようなコミュニケーションをとっているのか。

▼事業者（社会福祉法人印旛福祉会）

支援前日に利用者家族に、最近の様子や体調、食事のアレルギーなどの情報をお聞きしている。

◇副会長

続いて、特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について説明を求める。

▼事業者（移動サポート・ちば北総）

2019年3月から八千代市と佐倉市で活動している。運行の時間や遠方への移動など、他の事業者ではサポートできない利用者を対象にしている。現在の会員は11名。佐倉市において現在6名を対象に福祉有償運送を実施している。前回との変更点が2点。運転者が2名いたが運転者事情で1名離脱したが、活動規模から1人で足りていること。対象者を怪我や病気による利用希望者があり、対象を限定することなく拡大したこと。対価については距離制で1kmあたり500円としている（その他の対価は申請書の項目8「運送の区域ごとの対価の額」のとおり）。

（質疑）

◇F委員

アルコールチェック含め、安全管理体制についてはどうなっているか。

▼事業者（移動サポート・ちば北総）

運転者2名体制の時は毎日運行前にアルコールチェックアプリを使用していたが、1名体制になり、私がアルコールを一滴も飲めない体質のため経費削減のため現在はアプリ使用を中止している。運転前に必ず運行管理者に運行開始の連絡をしており、体調やアルコール摂取状況などを連絡している。

◇A委員

補足する。車両が5台以下の場合、検知器を用いたアルコールチェックは必要ない。しかし、第三者に報告する必要はある。

移動サポート・ちば北総は、車両1台であることからこのような対応になっている。

◇D委員

対価はどのように受け取っているのか。

▼事業者（移動サポート・ちば北総）

月間の費用を月末に請求書を出すので、翌月支払いとなる。

原則、銀行振り込みだが、直接支払いも可能。

（質疑終了）

◇副会長

協議は非公開とするため、事業者に一時退室を求める。会議終了まで待機を求める。協議結果は、後日、事業者に通知するとともに、佐倉市のホームページでも公表する。

（協議）

◇副会長

表決。議事（3）「社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請について」、賛成の委員は挙手を求める。

（挙手）

挙手、全員。議事（3）「社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請について」は、要綱第7条第3項の規定により、可決。

◇副会長

議事（4）「非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について」

の協議。

(協議)

◇副会長

表決。議事（４）「非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について」賛成の委員は挙手を求める。

(挙手)

挙手、全員。議事（４）「非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について」は、要綱第7条第3項の規定により、可決。

議事は以上。司会進行を事務局に返す。

## 次第5 その他

■事務局

「その他事項」として、「謝礼金」及び「次回の開催時期」について説明。

また、次回は、令和6年4月末から5月上旬にかけて開催の見込み。ただし、新規申請または、既存の事業者でも料金改定等の重要事項の申請があった場合は、随時開催となることを説明。

## 次第6 閉会

◆事務局

閉会。